

医学研究・教育等支援事業実施要領

平成28年12月1日 理事長定め

(趣旨)

第1条 この支援事業は、公益財団法人京都府医学振興会定款第4条に基づき、医学研究・医学教育等の発展に資する事業に支援することを目的とする。

(支援対象事業)

第2条 支援対象事業は次のとおりとする。

- (1) 医学・医療の発展に寄与するため、研究成果の発表の場となっている京都府立医科大学雑誌発行支援事業
- (2) 京都府立医科大学学生が、京都府中・北部地域における医療現場の状況や地域住民の医療要望等について学習する地域医療教育推進支援事業
- (3) その他医学研究・医学教育の振興に資する事業

(支援事業の申請)

第3条 支援を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、支援事業申請書（別記様式第1号）を作成し、理事長に提出するものとする。

(支援事業の決定)

第4条 理事長は、支援の申請があったときは、予算の範囲内において助成金の交付額を決定し、支援金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事業完了報告)

第5条 助成金の交付を受けた者は、事業完了後速やかに事業完了報告書（別記様式第3号）に証拠書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。